

# 全日空白鷺会大阪 会 則

## (名称および事務所)

第1条 本会は全日空白鷺会大阪と称し事務所を会長宅におく。

## (目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、全日空の発展に寄与すると同時に、ボランティア活動を通じて社会に貢献することを目的とする。

## (構 成)

第3条 本会は次の資格のある者で組織する。

(1)全日空客室乗務員の退職者。

第4条

(1)本会に幹事を若干名おく。幹事は総会で選出する。

(2)幹事は幹事会を組織し、会の運営にあたる。

(3)幹事の任期は2年とし、補欠によるものは、前任者の残任期間とする。ただしいずれの場合も再任を妨げない。

(4)幹事中より会長1名、副会長1名、会計、書記、会計監査、その他コーディネーターを選出する。

第5条

本会に顧問をおく。

## (総 会)

第6条

(1)総会は2年に1回開催し、運営並びに会計を報告する。ただし必要な場合、幹事会の決議により、臨時総会を開くことができる。

(2)出席者の過半数の賛同により議決する。

## (運 営)

第7条

本会の目的を達成するため、次の運営を行う。

(1)会員の親睦、並びにボランティア活動に関する事項。

(2)会報の発行。

(3)その他

## (入・退会)

第8条

入会及び退会は、本人の申し出に基づくものとする。

第9条

会費を1年間以上滞納した場合には退会したものとみなすことがある。また、本会会員として、不都合と思われる行為があった場合には、幹事会の決議により入会を断ることがある。

## (会 費)

第10条

会員は年会費として、幹事会で決定された額を納入する。

## (会 計)

第11条

本会の経費は次の収入をもって支弁する。

(1)会費

(2)寄付金

(3)その他

第12条

本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第13条

(1)本会関係の支出は、会計の責任で出納簿に記入し、決算を総会に報告する。

(2)会員は必要な場合、会計帳簿類を閲覧することができる。

## (付 則)

第14条

本会則の改廃は、総会の議決による。